

第 17 号議案

令和 4 年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日

新宮町長 長 崎 武 利

令和4年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算

令和4年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,251千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,652千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月2日提出

新宮町長 長 崎 武 利

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	繰越金	1	9	10
	1 繰越金	1	9	10
2	諸収入	400	1,242	1,642
	1 貸付金元利収入	400	1,242	1,642
	歳 入 合 計	401	1,251	1,652

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	401	1,251	1,652
	1 総務管理費	401	1,251	1,652
	歳 出 合 計	401	1,251	1,652

2 歳 入

1 款 繰越金 9千円

1 項 繰越金 9千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	千円 1	千円 9	千円 10
計	1	9	10

2 款 諸収入 1,242千円

1 項 貸付金元利収入 1,242千円

1 住宅新築資金等貸付金国庫分元利収入	229	1,242	1,471
計	400	1,242	1,642

節		説 明	千円
区 分	金 額		
1 繰越金	千円 9	前年度繰越金	9

1 元金収入	1,114	元金収入	1,114
2 利子収入	128	利子収入	128

3 歳 出

1 款 総務費 1,251千円

1 項 総務管理費 1,251千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 401	千円 1,251	千円 1,652	千円	千円	千円	千円 1,251
計	401	1,251	1,652	0	0	0	1,251

節		説 明
区 分	金 額	
8 旅費	千円 △3	普通旅費 千円 △3
27 繰出金	1,254	一般会計繰出金 1,254